

東浦町中小企業活性化補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内の中小企業者等及び中小企業団体の組織強化等を促進し、もって町の商工業の振興を図るため、予算の範囲内で補助金を交付する東浦町中小企業活性化補助金（以下「補助金」という。）に関し、東浦町補助金等交付規則（昭和52年東浦町規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者等 町内に本社及び事業所を有する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者（個人事業主にあつては住所地又は主たる事業所を町内に有するものをいう。）及び複数の中小企業者で構成される企業グループであつて、町内に本社及び事業所を有するもの（企業グループにあつては、これを構成する中小企業者のうち2分の1以上が町内に本社及び事業所を有するものに限る。）をいう。
- (2) 中小企業団体 構成員の過半数が町内に主たる事業所を有する中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項各号のいずれかに該当する中小企業団体をいう。
- (3) 事業所 物品の生産又は販売、サービスの提供等が事業として行われている場所をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、中小企業者等及び中小企業団体であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町税を滞納していないこと。
- (2) 国、県又はその他の関係機関からこの要綱と同趣旨の補助金等の交付を受けていないこと。
- (3) 公序良俗に反する事業を行っていないこと。
- (4) 東浦町暴力団排除条例（平成23年東浦町条例第16号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は当該暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(補助対象事業等)

第4条 この要綱による補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表に掲げる事業（同一の年度内に着手し、及び完了する事業（事業継続計画（以下「BCP」という。）の策定等をする事業（以下「BCP策定等支援事業」という。）については、着手した年度の翌年度までに完了する事業）に限る。）とし、対象経費、補助率等は、それぞれ同表に定めるとおりとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、20万円又は補助対象経費の実支出額（1万円以上の支出に限る。）の2分の1の額のいずれか少ない額とする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助申請者」という。）は、東浦町中小企業活性化補助金交付申請書（様式第1）に町長が必要と認める書類を添えて、町長に提出するものとする。

（交付の決定及び通知）

第7条 町長は、前条の交付申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査して、補助金交付の可否を決定し、交付することを決定したときは東浦町中小企業活性化補助金交付決定通知書（様式第2）を、交付をしないことを決定したときは東浦町中小企業活性化補助金不交付決定通知書（様式第3）を補助申請者へ通知するものとする。

（変更の申請）

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容を変更（廃止及び中止を含む。以下同じ。）しようとするときは、速やかに東浦町中小企業活性化補助金変更等申請書（様式第4）を町長へ提出するものとする。

2 町長は前項の規定による申請書を受理し、交付決定の内容に変更があると認めたときは、東浦町中小企業活性化補助金変更等承認通知書（様式第5）により補助事業者へ通知するものとする。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、事業が完了したときは、速やかに東浦町中小企業活性化補助金実績報告書（様式第6）を町長に提出するものとする。

（補助金の額の確定）

第10条 町長は、前条に規定する実績報告書の提出があったときは、その内容を精査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、東浦町中小企業活性化補助金確定通知書（様式第7）により補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の交付）

第11条 前条に規定する通知を受けた者は、東浦町中小企業活性化補助金交付請求書（様式第8）を町長に提出することにより補助金を請求するものとする。

（交付決定の取り消し又は補助金の返還）

第12条 町長は、偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けた者に対し、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に支払った補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

別表

1 人材確保事業

補助対象事業	合同企業説明会等への参加
対象事業者	中小企業者等及び中小企業団体
補助率	2分の1
限度額	同一年度20万円 ※申請下限額1万円
対象経費	1 説明会等への出展に伴う小間料 2 求人広告媒体等への掲載料 3 その他町長が必要と認める経費
申請時必要書類	1 合同就職説明会等の開催案内等小間料がわかる書類の写し 2 求人広告媒体等の掲載料がわかる書類の写し
実績報告時必要書類	1 請求書、領収書、振込書等支払内容を証明する書類の写し 2 会場又は出展小間の写真等の出展の状況がわかる写真 3 会場案内図等出展したことが確認できるもの 4 求人広告媒体等の掲載画面等の写し

2 展示会出展事業

補助対象事業	見本市、企業展示会等（物産展等主として販売を目的とするものを除く。）への出展
対象事業者	中小企業者等及び中小企業団体
補助率	2分の1
限度額	同一年度20万円 ※申請下限額1万円
対象経費	1 見本市、企業展等への出展に伴う小間料 2 その他町長が必要と認める経費
申請時必要書類	見本市、企業展の開催案内等小間料がわかる書類の写し
実績報告時必要書類	1 請求書、領収書、振込書等支払内容を証明する書類の写し 2 会場や出展小間の写真等の出展の状況がわかる写真 3 会場案内図等出展したことが確認できるもの

3 B C P策定等支援事業

補助対象事業	B C Pの策定及び対策
対象事業者	中小企業者等及び中小企業団体
補助率	2分の1
限度額	同一年度20万円 ※申請下限額1万円
対象経費	1 B C P策定に要するコンサルティング費用 2 B C Pに基づく対策費 3 その他町長が必要と認める経費
申請時必要書類	1 企業概要書 2 見積書等費用が確認できる書類の写し

実績報告時必要書類	請求書、領収書、振込書等支払い内容を証明する書類の写し
-----------	-----------------------------

4 健康づくり事業

補助対象事業	従業員等に対する健康づくり
対象事業者	中小企業者等及び中小企業団体
補助率	2 分の 1
限度額	同一年度20万円 ※申請下限額 1 万円
対象経費	1 従業員等に対する健康づくり事業に要する経費 2 その他町長が必要と認める経費
申請時必要書類	1 企業概要書 2 見積書等費用が確認できる書類の写し
実績報告時必要書類	請求書、領収書、振込書等支払内容を証明する書類の写し

様式第1（第6条関係）

東浦町中小企業活性化補助金交付申請書

年 月 日		
東浦町長		
住所（所在地）		
氏名（団体名及び代表者氏名）		
補 助 事 業 等 の 名 称	東浦町中小企業活性化事業 1. 人材確保事業 2. 展示会出展事業 3. B C P策定等支援事業 4. 健康づくり事業	
補 助 金 等 交 付 申 請 額	金 円 ※千円未満切り捨て	
施 行 予 定 期 間	着手 年 月 日 完了 年 月 日	
計 画 の 概 要 及 び 効 果		
予 算 額		
申 請 事 務 担 当 者	氏 名	
	部 署 ・ 役 職	
	連 絡 先	

様式第2（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

東浦町長

印

東浦町中小企業活性化補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった東浦町中小企業活性化補助金について、
下記のとおり交付することを決定しました。

記

1 東浦町中小企業活性化補助金額

金 _____ 円

2 交付の条件

様式第3（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

東浦町長 印

東浦町中小企業活性化補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった東浦町中小企業活性化補助金について、
下記のとおり不交付とすることを決定しました。

記

不交付の理由

様式第4（第8条関係）

東浦町中小企業活性化補助金変更等申請書

年 月 日 東浦町長 住所（所在地） 氏名（団体名及び代表者氏名）			
補助金等交付 決定年月日		年 月 日	
補助事業等の名称		東浦町中小企業活性化事業 1. 人材確保事業 2. 展示会出展事業 3. BCP策定等支援事業 4. 健康づくり事業	
区分		変更 ・ 廃止 ・ 中止	
変更の内容		【変更内容】	【変更前】
変更の理由			

様式第 5（第 8 条関係）

第 号
年 月 日

様

東浦町長 印

東浦町中小企業活性化補助金変更等承認通知書

年 月 日付けで申請のあった東浦町中小企業活性化補助金について、
下記のとおり認めます。

記

変更の場合

1 東浦町中小企業活性化補助金額

(変更前) 金 _____ 円

(変更前) 金 _____ 円

2 変更の内容

廃止の場合

中止の場合

様式第 6 （第 9 条関係）

東浦町中小企業活性化補助金実績報告書

年 月 日 東浦町長 住所（所在地） 氏名（団体名及び代表者氏名）	
交 付 決 定 年 月 日 (変更前交付決定年月日)	年 月 日
補 助 事 業 等 の 名 称	東浦町中小企業活性化事業 1. 人材確保事業 2. 展示会出展事業 3. B C P 策定等支援事業 4. 健康づくり事業
施 行 期 間	着手 年 月 日 完了 年 月 日
事 業 実 績 及 び 効 果	
決 算 額	

様式第 7 （第 10 条関係）

第 号
年 月 日

様

東浦町長 印

東浦町中小企業活性化補助金確定通知書

年 月 日付けで申請のあった東浦町中小企業活性化補助金について、
下記のとおり交付することを決定しました。

記

補助金の交付確定額 金 _____ 円

様式第 8（第11条関係）

東浦町中小企業活性化補助金請求書

東浦町長 様	
住所（所在地）	
氏名（団体名及び代表者氏名）	
請 求 金 額	金 円
補 助 事 業 等 の 名 称	東浦町中小企業活性化事業 1. 人材確保事業 2. 展示会出展事業 3. B C P策定等支援事業 4. 健康づくり事業
交 付 決 定 年 月 日 (変更前交付決定年月日)	年 月 日 (年 月 日)
交 付 決 定 額	円
交 付 決 定 額 の う ち 受 領 済 額	円
請 求 の 根 拠	年 月 日 事業完了のため。

受 取 人	振込先には次の口座を指定します。									
	金 融 機 関 名	銀 行 店 信 用 金 庫 農 業 協 同 組 合 所								
	預 金 種 別	1 普通 2 当座 3 貯蓄	口 座 番 号							
	(フリガナ)									
	口 座 名 義 人									